

新潟薬科大学における公的研究費の管理・運営に関する基本方針

制 定 平成27年4月1日
最新改正 令和3年10月12日

新潟薬科大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の趣旨を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止し、適正な管理・運営を行うために以下に必要な事項を定める。

（目的）

第1 この基本方針は、本学における公的研究費の管理・運営に関し、体制の整備・充実に図り、本学構成員に関係法令や学内規程等を遵守させることを目的とする。

2 本学構成員は、公的研究費が国民の負担や善意に基づき措置されていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理・運営を行う。

（定義）

第2 この基本方針において「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

（責任体系の明確化）

第3 公的研究費の適正な管理・運営を目的として、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

（1） 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営に関する最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

（2） 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営に関する本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、副学長のうち、学長の指名する者をもって充てる。

（3） コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を有するものとして事務部長をもって充て、統括管理責任者の指示の下、次の業務を実施する。

ア 本学全体の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 公的研究費に係る全ての構成員に対してコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、実施状況を管理監督する。

ウ 公的研究費が適切に管理・運営されているかモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

（ルール of 明確化）

第4 本学は、公的研究費の使用に関する事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図る。

2 公的研究費の適正な執行を行うため、手引書を作成すると共にホームページ等を活用し、教職員に対し、周知徹底を図る。

（職務権限の明確化）

第5 公的研究費の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

（事務職員の責務等）

第6 事務職員は、最高管理責任者の下で、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的に業務を遂行する。

2 本学は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

（機関管理の徹底）

- 第7 公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。
- 2 コンプライアンス教育にとどまらず、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として継続的な啓発活動を実施する。
- 3 公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。
(調査等)
- 第8 学内外からの相談、通報及び監査等により、公的研究費の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。
(不正防止計画の策定)
- 第9 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。
- 2 公的研究費の不正防止計画の概要は、ホームページ等により学外に開示する。
(公的研究費の適正な管理・運営活動)
- 第10 公的研究費の適正な管理・運営を図るため、第9で策定した不正防止計画を実施する担当者または部署を置くと共に、実施状況に応じて計画の見直しを行う。
- 2 間接経費については、主として研究機関としての管理・運営体制の充実を図るために使用する。
(不正使用に係る構成員の懲戒及び不正な取引に関与した業者への処分方針)
- 第11 公的研究費の不正使用、研究活動上の不正行為を行った構成員は、学内規程等に基づき厳正に処分を行う。
- 2 本学と取引を行う業者において、不正な取引に関与した場合、当該業者に対して学内規程等に基づき厳正に処分を行う。
(相談窓口)
- 第12 本学における公的研究費に係る事務処理に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談を受ける体制を整備する。
- 2 学内外からの公的研究費に係る事務処理に関する相談を受ける窓口を設置する。
(通報窓口)
- 第13 公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報または告発を受ける窓口を設置する。
- 2 通報窓口の運営に当たっては、通報者及び被通報者を保護する方策を講じる。
(検収体制)
- 第14 物品等の発注に基づく適切な調達を実施するため、検収体制を構築する。
(監査体制)
- 第15 公的研究費の適切な管理のため、全学的な視点から、公的研究費の執行状況のモニタリング及び監査を実効的に行う体制を整備する。